

会 議 要 旨 (意見要旨)

会議の名称	第10期 第6回新宿区男女共同参画推進会議
開催日時	令和6年1月29日(月) 午前9時30分～11時30分
開催場所	ウィズ新宿 3階
議長(会長) 氏名	早稲田大学文学学術院 教授 村田晶子委員
出席者(委員) 氏名(人数) 敬略称、順不同	神奈川大学法学部教授 井上匡子委員 労働政策研究・研修機構主任研究員 高見具広委員 公募区民 オールセン八千代委員 公募区民 李永淑委員 公募区民 則竹達朗委員 マエダ綜建株式会社 前田恵子委員 株式会社チェックメイト 藤澤薫委員 区立小学校校長会 樺沢一彦委員 区立中学校校長会 早川隆之委員 町会連合会 山田和男委員 民生委員・児童委員協議会 久田光子委員 青少年育成委員会 山浦秀彰委員 区立小学校PTA連合会 宮本亮平委員 計14名
欠席者(委員) 氏名(人数)	公共施設利用団体(新宿区婦人団体協議会) 佐藤直子委員 計1名
事務局の出席者	生田 淳(子ども家庭部長)、國井 淳子(男女共同参画課長)、 谷崎、三澤 株式会社創建 内田、砂田

発言者	内容
次第1 開会	
次第2 (1) 「第四次男女共同参画推進計画」(案) について	
事務局	<p>《 資料2 「新宿区第四次男女共同参画推進計画(令和6年度～令和9年度)」の策定及び計画素案に対するパブリック・コメント等の実施結果について》に基づいて説明 《</p> <p>《 資料3 「新宿区第四次男女共同参画推進計画(素案)へのパブリック・コメント制度等による意見及び区の考え方」に基づいて説明 《</p> <p>《 資料4 「新宿区第四次男女共同参画推進計画」(素案)からの主な変更点》に基づいて説明 《</p>
委員	資料2～4に対する説明をいただいた。資料3のP1から見ていきながら、ご意見をいただきたい。まずは、P1(1～4番)についてお願いしたい。
委員	4番は「A」に変更しても良いのではないかな。
事務局	このご意見は「買売春」という言葉の順番を重視したご意見と判断したので、意見として何う(「C」という判断とした。
委員	1番、「性的身体の商品化や、ポルノやセックスアピールを利用した広告等の性的情報等、女性の性をモノ扱いする『性の商品化』』という具体的な表記をなくして、ここまで後退させるのはどうなのかと思う。「行き過ぎた」「過度な」等の文言を追加すると良いのではと思う。
委員	「性の商品化」という表現を除くのは非常に問題があるので、ここは残していただきたい。表現の自由に配慮することは大切だが、ジェンダー平等の観点から、様々な広告について「性の商品化」防止への理解を深められるように意識啓発をしていくとすれば良い。違法行為の背景にある構造や意識についても、区は切り込んでいくという気持ちを込めて書かれたことは理解できる。とはいえ、庁内や区民に対してのメッセージにもなるので、ここは「性の商品化」という言葉を残して欲しい。国の第五次計画でも、メディアの影響やアンコンシャス・バイアスへの取組は盛り込まれている。それを区の立場で区の計画に示していくことは大切なことと思う。後退せずに頑張ってください。
委員	是非、再考をお願いしたい。海外の学生と交流していて、日本のアニメやゲームは、日本を理解するための入口になっていると感じる。その中にあるキャラクターの設定が非常に性的なものとして描かれている違和感は非常に大きい。「こういうことが許されるのか」という反応もある。
事務局	庁内でも非常に議論・検討し悩んできた。表現の自由との兼ね合いもあり、他の自治体でも「性の商品化」という言葉に対する議論が絶えない状況にある。「性の商品化」という言葉を残すとしたら、どうすべきかという点も検討したが、「性の商品化」という言葉を使わずに、同様の考え方を表現しようということで代案を出させていただいた。区が注力するのは、犯罪行為とそれを助長するような広告を防止することかと考えている。非常に難しいところだと思う。

委員	難しいことは理解している。「性の商品化」を防止することが、合法的な性産業の方々を貶めるとは思わない。区の方針として、出していくべき。売買春等だけでは、あまりにも範囲が狭い。
委員	新宿に行ったら稼げると思ったり、興味本位で性産業に関わる子どもがいる。区は政策として、そういうことは許さないということを出していただきたい。
委員	今話題になっているホストの売掛金の問題も、裏に犯罪が潜んでいるので、非常に難しいことだと思う。とはいえ、もっとわかりやすく広報をすべき。どれくらいの人がこの計画を見るかはわからない。どうしてこうした問題があるのかの背景を、しっかり区民に理解してもらう必要がある。文言はともかく、こういうことは悪いということ、簡単な表現で示し強くアピールしないと駄目だと思う。
委員	「性の商品化」を削るだけだと、区の姿勢が後退したとの印象を持たれかねないので、これはいけないということが伝わるように変更していただきたい。
委員	2番の表現についても関連していると思う。
委員	1番と2番をあわせて、整合性の取れた修正を、新宿区の姿勢として示していくことが大切だと思う。検討していただきたい。
事務局	区が制限していくことが難しい表現の自由とのせめぎあいがあるが、区が後退しているように見えるのはいけないと思う。検討したい。
委員	区があらゆるメディアへのチェックをすることを期待しているわけではない。具体的な施策としては、公契約をする際に、項目を追加する等だと思う。また、区民から「性の商品化」について苦情があれば対応していくことになると思う。その上で、「エンターテインメント表現まで制限を行わない」と書いているが、おそらく、制限を行う、行わないという話しではない。もう一度、ご検討いただきたい。
委員	「制限しません」と書いてしまうと、助長することになると思う。
委員	「性の商品化」という文言が使われないとした場合、事業の中での変更はどうなるのか。
事務局	「売買春等の違法行為の防止」に変える。「性の商品化」では広い範囲の考え方なので、言葉の意味を限定した形での修正案をお示している。
委員	知恵を絞って何か良い言葉を考えられることができると良い。 P2（5～10番）についてはどうか。 5番の困難女性については、守備範囲を超えるから入れていないのか。
事務局	福祉部の課長が東京都の計画策定に委員として関わっており、東京都が困難女性に関する計画を策定した後に区として策定するのかどうかを検討する。今回の計画とは切り離している。
委員	自治体によって対応は分かれるが、本文に一文でも入れておくべきではないか。暴力か推進体制のところに入れるか。また、資料編に入れてもらうと良い。何も書かないのではないと思う。
委員	検討していただきたい。

	P3 (11~13番) についてはどうか。
委員	11番のパートナーシップ宣誓制度について、東京都で創設したとあるが、東京都で決めたことを新宿区で適用できないのか。
事務局	東京都のパートナーシップ宣誓制度で受理された受理証明書を区にお持ちいただければ、ここで示しているような区の各種制度に適用できる。
委員	P4 (14~16番) についてはどうか。 (特になし) P5 (17~23番) についてはどうか。
委員	17番、A階層、B階層、C階層というのは、収入での区分か。A、B、Cの表記だけで良いのではないか。
事務局	条例の中で、そう表記されている。
委員	P6 (24~28番)、P7 (30~31番) についてはどうか。 28番だが、「生物学的に男性、女性2つしかない」というのは明らかに認識違いで間違っている。母子手帳をみても、男性、女性、不明となっている。性別は2つではないという認識はしていただきたい。
委員	区として間違いを指摘する必要はないが、「身体を含めて性の多様性を前提として施策を進めている」と示すと良い。身体は多様なのに、制度が2つしかないというのが実態である。また、ジェンダーアイデンティティの理解が不十分だと思う。きちんとした性教育をしていくのは公的機関の使命だと思う。
委員	人権としての性の問題をきちんと理解するための性教育だということを押さえ直していただく必要がある。決めつけは、当事者を苦しめることになることを理解していただきたい。正しく理解することがとても大切。 計画(案)の修正を検討できるのは、本日この場でご意見をいただいたものに対してのみということなので、何かあればこの場でお願したい。 (特になし)
次第2 (2) 「LGBT等性的マイノリティに関する対応状況調査」の結果について	
事務局	《資料6 「LGBT等性的マイノリティに関する対応状況調査の結果について」に基づいて説明》
委員	ご意見はあるか。
委員	対応できなかった「住民票の続柄」だが、今後、どうするのか。
事務局	「住民票の続柄」は法律で定められているので、新宿区だからできないということではない。
委員	住民票の特記事項について、総務省に意見を送り、技術的指導を仰ぐことはできると思う。
事務局	現状では同性のパートナーは同居人となる。国全体で変更の動きが話し合われて、変わっていくと良い。
委員	その他はあるか。
委員	東京都教育委員会人権尊重教育推進校研究発表を案内した。

委員	資料3 B、Cの記載に誤りがある。
事務局	申し訳ございません。修正します。
委員	本日の議題はこれで終わりにしたい。
閉会	